

議案第 1 0 2 号

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 8 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(対象者) 第 3 条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）又は被扶養者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) <u>市内に住所を有するひとり親家庭の父又は母</u> (2) <u>前号のひとり親家庭の児童</u> (3) <u>市内に住所を有する養育者及び養育者が養育する前条第 3 項に規定する児童</u> 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とし<u>ない</u>。 (1)～(5) [略] (6) <u>日本国内に住所を有しない者</u> 3 [略]	(対象者) 第 3 条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）又は被扶養者であつて、<u>市内に住所を有する</u>次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) <u>ひとり親家庭の父又は母及び児童</u> (2) <u>養育者及び養育者が養育する前条第 3 項に規定する児童</u> 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とし<u>ない</u>。 (1)～(5) [略] 3 [略]

この条例は、公布の日から施行する。